介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

参考

利用者　　　　　　　（以下「甲」という。）、安来市地域包括支援センター　社会福祉法人安来市社会福祉協議会　会長　○○○○　（以下「乙」という。）及び　（居宅介護支援事業所名）　（以下「丙」という。）は、乙又は丙が甲に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用について次のとおり契約を締結します。

**（契約の目的）**

第１条　乙又は丙は、甲に対し介護保険法令の趣旨に従って、甲に対し可能な限り居宅において自立した生活を営み続けるために、利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス・支援計画書（介護予防・日常生活支援総合事業に係るもの含む。以下同じ。）を作成し、当該計画に基づいて介護予防サービス提供事業者と連絡調整その他の便宜を図ります。

**（契約期間）**

第２条　この契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日から　　　年間とします。ただし、甲が要介護認定となるか、契約満了日の７日前までに、甲から乙又は丙に対して文書による契約終了の申出がない限り、契約は自動更新されるものとします。

**（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者等）**

第３条　乙又は丙は、介護保険法に定める介護支援専門員等を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定または交代を行う場合は、甲にその氏名を文書で通知します。

**（介護予防サービス・支援計画作成の支援）**

第４条　乙又は丙は、甲の意向や心身の状況及び家族の意向等を踏まえ、介護予防サービス・支援計画の作成を支援します。

２　甲が、介護予防支援を利用する場合であって、かつ、丙が指定介護予防支援事業所として指定を受けている場合は、丙が介護予防サービス・支援計画書を作成します。

３　甲が、介護予防ケアマネジメントを利用する場合は、乙が介護予防サービス・支援計画書を作成します。この場合において，乙は甲の同意を得た上で、丙に介護予防サービス・支援計画書の作成を委託することができます。

４　甲が、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行する場合、または介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行する場合においては、乙と丙は密に連携を取り合い、甲が遺漏なく円滑にサービスを利用できるよう努めます。

５　乙又は丙は、その職員の中から介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの担当者を選任し、次の各号に定める事項を担当させ、適切な介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。

（１）　甲の居宅を訪問し、甲及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

（２）　当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に甲及びその家族に提供し、甲にサービスの選択を求めます。

（３）　提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。

（４）　介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付（介護予防・日常生活支援総合事業によるものを含む。）の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について甲及びその家族に説明し、甲から文書による同意を受けます。

（５）　その他、介護予防サービス・支援計画作成に関する必要な支援を行います。

**（経過観察・再評価）**

第５条　乙又丙の担当者は、介護予防サービス・支援計画作成後、次の各号に定める事項を継続的に行います。

（１）　甲及びその家族と適宜連絡を取り、経過の把握に努めます。

（２）　介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

（３）　介護予防サービス計画作成の実施状況の把握を行い、甲の解決すべき課題の変化が認められる場合、必要に応じて介護予防サービス計画の変更を行います。

**（施設入所への支援）**

第６条　乙又は丙は、甲が介護保険施設への入所を希望した場合、甲に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

**（介護予防サービス・支援計画の変更）**

第７条　甲が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は乙又は丙が介護予防サービス支援・計画の変更が必要と判断した場合は、甲と乙又は丙双方の合意を以て介護予防サービス支援・計画を変更します。

**（給付管理）**

第８条　乙又は丙は、介護予防サービス・支援計画書作成後、その内容に基づき給付管理票を毎月作成し、島根県国民健康保険団体連合会に提出します。

**（要支援認定等の申請に係る援助）**

第9条　乙又は丙は、甲が要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう甲に援助します。

**（契約の終了）**

第１０条　甲は、乙又は丙に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

２　乙又は丙は、やむを得ない事情がある場合、甲に対して契約終了日の１ヵ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。

３　乙又は丙は、甲またはその家族が乙又は丙に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

４　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

（１）　甲の状態が改善すること等により、この契約が目的とする介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント等サービスの必要性がなくなった場合

（２）　甲が介護保険施設に入所した場合

（３）　甲の認定区分が、要介護または自立と認定され、且つ介護予防・日常生活支援総合事業対象者にも該当しない場合

（４）　甲が被保険者の資格を喪失した場合

**（サービスの提供の記録）**

第１１条　乙又は丙は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録（以下「サービス実施記録」という。）を作成することとし、これをこの契約終了後５年間保管します。

２　甲は、乙又は丙の営業時間内に、当該甲に関するサービス実施記録を閲覧できます。

３　甲は、乙又は丙より当該甲に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることが出来ます。

４　第１０条第１項から第３項の規定により、甲または乙又は丙が解約を文書で通知し、且つ、甲が希望した場合、乙又は丙は直近の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント及びその実状況に関する書面を作成し、甲に交付します。

**（利用料）**

第１２条　乙又は丙が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対する利用料の規定は【重要事項説明書】のとおりです。

**（秘密保持）**

第１３条　乙又は丙は、サービスの提供をする上で知り得た甲及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

２　乙又は丙は、甲や甲の家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲の個人情報を用いません。

**（善良なる管理者の注意義務）**

第１４条　乙又は丙は、甲に委託された業務を行うに当たっては、法令を厳守し，善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します

**（賠償責任）**

第１５条　乙又は丙は、乙又は丙の責めに帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

**（身分証携行義務）**

第１６条　乙又は丙の職員は、常に身分証明書を携行し、初回訪問時及び甲や甲の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

**（相談・苦情対策）**

第１７条　乙又は丙は、甲からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防サービス・支援に位置づけられた指定介護予防サービス等に関する甲の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

**（本契約に定めない事項）**

第１８条　甲と乙又は丙は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

２　本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

**（合意管軸）**

第１９条　甲と乙又は丙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲の所在地を管軸する裁判所を第一審管軸裁判所とすることを予め合意します。

上記契約を証するため本書を３通作成し甲、乙及び丙が署名捺印の上、１通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

甲　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名

乙　住　　　所　　島根県安来市飯島町１２４０番地13

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者氏名　　安来市地域包括支援センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者　　社会福祉法人安来市社会福祉協議会

会　長　　小　笹　邦　雄

丙　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者